

松本市防災計画

平成30年度の主な修正内容

() 内は、震：震災対策編、風：風水害対策編、火：火山災害対策編、資：資料・様式・参考編

【例】震災対策編1章1節 → (震1-1)

※は市独自の修正内容

1 熊本地震を踏まえた修正 熊本地震の経験から、広域的な大規模災害を想定した応急対策や生活支援について記載しました。
(1) 広域大規模災害を想定した備え ア 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、耐震対策等により発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めることについて記載 (震2-1) イ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることについて記載 (震2-1)
(2) 自助・共助の推進 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図ることについて記載 (震2-32) (風2-32) (火2-32)
(3) 応急的な住まいの確保や生活復興支援 ア 住家被害認定調査担当部局を定め、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めることについて記載 (震2-34) (風2-34) (火2-34) イ 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討することについて記載 (震2-34) (風2-34) (火2-34)
2 平成28年台風第10号災害を踏まえた修正 要配慮者利用施設における災害対策として、避難計画の作成等について記載しました。
(1) 市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成することについて指導することを記載 (震2-7) (風2-8) (火2-8)
(2) 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施することについて記載 (震2-7) (風2-8) (火2-8)
3 車中泊避難者対策 ※ 発災時に想定される車中泊による避難について、市として推奨するものではないが、想定される対策について記載しました。
(1) 車中泊が発生した場合を想定した事前対策について記載 (震2-10) (風2-11)
(2) 車中泊避難者に対して、現状の把握、情報の提供等を行うことについて記載 (震3-11) (風3-12)
4 市の活動体制の修正 ※ 災害時の活動体制の名称、職員配備体制の修正について記載しました。
(1) 事前配備体制、警戒配備体制、非常配備体制、緊急配備体制、全体配備体制の名称を、それぞれ第1～第5配備体制とすることについて記載 (震3-2) (風3-3) (火3-3)
(2) 関係職員(嘱託・臨時職員)が第4配備体制から活動することについて記載 (震3-2) (風3-3) (火3-3)

5 火山防災体制の強化 ※

火山災害警戒地域の指定に伴い、市地域防災計画に定める必要事項について、追記しました。

- (1) 活動火山対策特別措置法に規定する以下の事項（松本市が取るべき火山災害対策）を、焼岳火山防災協議会が策定する焼岳火山防災避難計画の内容とすることについて記載
- ア 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
 - イ 警戒区域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
 - ウ 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
 - エ 避難訓練に関する事項
 - オ 救助に関する事項
 - カ ほか必要な事項
- (2) 火山災害警戒地域の不特定かつ多数の者が利用する施設で、噴火等の火山現象の発生時に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地について記載（避難促進施設として、焼岳小屋を指定）

6 資料の修正 ※

防災対策の見直しや修正、追加等について資料を修正しました。

- (1) 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設一覧表 [35カ所→45カ所] (資30)
- (2) 浸水想定区域内 要配慮者利用施設及び地下街一覧表 [171カ所→198カ所] (資31)
- (3) 松本市その他避難所一覧表（福祉避難所） [10カ所→69カ所] (資33-3)
- (4) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧（急傾斜地） [837カ所] (資35-1)
- 〃 （土石流） [337カ所] (資35-2)
- 〃 （地すべり） [72カ所] (資35-3)